

2019年度第2回 外食業特定技能1号技能測定試験について

2019年5月

一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

今後、Webサイトに掲載予定の試験案内の概要をまとめたものです。受験申込に当たっては、必ず「2019年度外食業特定技能1号技能測定試験 第2回国内試験案内」をご確認ください。本資料に記載のある事項については、当該試験案内に記載された内容が優先されます。試験案内は、試験受付の開始の約1週間前に一般社団法人外国人食品産業技能評価機構のホームページにアップします。

1. 試験の目的

この試験は、出入国管理及び難民認定法第2条の4第1項の規定に基づき、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、飲食物の調理、接客及び店舗管理の業務を行うのに必要な能力を測るために行われます。

2. 試験言語

日本語

3. 実施主体

一般社団法人外国人食品産業技能評価機構

4. 実施方法

ペーパーテスト方式（マークシート方式）

5. 受験資格

以下のアからエの全てを満たす者とします。

ア. 試験日において、満17歳以上であること。

イ. 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

ウ. 以下のいずれにも該当しないこと。

①退学・除籍処分となった留学生（自主退学を含む。）

②失踪した技能実習生

③在留資格「特定活動（難民申請）」により在留する者

④技能実習を含め、当該活動を実施するに当たっての計画（以下「活動計画」という）の作成が求められる在留資格で現に活動中の者（その活動計画の性格上、他の在留

資格への変更が予定されていないもの、又はその計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの。具体的には、以下の在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者。

- ・「技能実習」
- ・「研修」
- ・「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」
- ・「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」
- ・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」
- ・「特定活動（インターンシップ）」
- ・「特定活動（外国人起業活動促進事業）」
- ・「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

エ. 中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する者をいい、「3月」以下の在留期間が決定された者、「短期滞在」、「外交」、「公用」のいずれかの在留資格が決定された者、特別永住者及び在留資格を有しない者等を除く。）であること又は過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者であること。

6. 日程等

(1) 受験申請受付開始：2019年5月下旬

※申請は、一般社団法人外国人食品産業技能評価機構（以下「機構」という。）のホームページの受験申請のサイトから行ってください。

※試験会場の収容人数を超えた受験申請があった時点で、受験申請受付期間内であっても受付を終了します。

(2) 試験日 2019年6月24日（月）札幌市、仙台市、岡山市
 6月27日（木）東京都、大阪市、名古屋市
 6月28日（金）東京都、福岡市

(3) 合格発表日 2019年7月下旬（予定）

7. 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、岡山市、福岡市

8. 試験のタイプの選択

外食業特定技能1号技能測定試験では、質問用紙は同じですが、配点が異なる次の3つのタイプがあります。このため、受験申請では、選択するタイプを決める必要があります。どのタイプでも受験料は同じです。

試験当日に、受験申請の時に登録した試験タイプを解答用紙に転記していただきます。実際の採点は解答用紙の記入に基づき行われますので、間違いのないよう注意してくだ

さい（解答用紙のマークシートの塗り忘れ等の場合には、「Aタイプ」とみなします。）。

Aタイプ：標準的な配点です。

Bタイプ：「飲食物調理」の問題の配点を高くし、そのかわり「接客全般」の問題の配点が低くなっています（問題数は変わりません。）。

Cタイプ：「接客全般」の問題の配点を高くし、そのかわり「飲食物調理」の問題の配点が低くなっています（問題数は変わりません。）。

9. 試験問題及び試験時間

(1) 試験問題 45 問

(2) 試験時間 90 分間

10. 受験料及び支払い方法

(1) 受験料 7, 000 円

(2) 支払方法

受験申請を受け付けた方に対しては、機構から受験料の払込用紙を郵送しますので、指定されたコンビニエンスストアから指定された期日までに払い込んでください。指定された期日までに受験料が払い込まれない場合は、受験申請がなかったものとみなし受験できません。

11. 受験票

受験料の払い込みを確認した後、受験票を電子メールで送ります。試験当日は、受験票をA4サイズに印刷したものを持参してください。

12. 合格基準

満点の65%以上です。

13. 合格発表

機構のホームページで合格者の受験番号を発表します。また、受験者全員に受験申込の時に登録された電子メールアドレス宛に「合否通知書」をメールで送ります。

14. 合格証書

合格者には合格証書を、受験申込の時に登録した住所へ郵送します。

15. 合格の取消し

試験に関して、次に掲げる不正行為が合格証書交付後に判明した場合には、機構は、当該不正行為を行った者に対して、合格取消通知書を発出してその試験の合格を取り消すと

ともに、既に交付した合格証書を返還してもらいます。

- ①試験の問題等秘密事項等について試験関係者に対し情報提供を求め、かつ、これを受けたとき
- ②受験申請書の記載内容に偽りがあったとき
- ③その他受験に関して不正があったとき

16. 試験の不正防止

不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期間を定めて試験を受けることができないことにすることがあります。

17. 学習方法

受験者のための『外食業技能測定試験学習用テキスト』が、一般社団法人日本フードサービス協会のサイト (<https://www.jfnet.or.jp/contents/gaikokujinzai/>) に公開されていますので、参考にしてください。

<問い合わせ先>

一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

東京都千代田区麴町3-5 麴町シルクビル1階

TEL : 03-6272-6135

URL : <https://otaff.or.jp>

公益社団法人 国際人材革新機構

東京都港区芝浦2-17-13 保坂興産ビル5階

TEL : 03-6809-4661 (相談窓口)